

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(申請の期間)</p> <p>第十七条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(申請の期間)</p> <p>第十七条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、<u>地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）</u>及び特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局（<u>地上一般放送局を除く。</u>）については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。</p> <p>2 (同上)</p>

別表第二号第2

地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

1～3 （略）

注1～24 （略）

25 24の欄の記載は、次によること。

（1）～（9） （略）

（10）エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類並びに特定ラジオマイク（設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。）及びデジタル特定ラジオマイク（設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。）との混信防止のための運用調整に関する資料を添付すること。

別表第二号第2

（同左）

（同左）

1～3 （同左）

注1～24 （同左）

25 （同左）

（1）～（9） （同左）

（10）エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類を添付すること。

(11) (略)  
26～29 (略)

(11) (同左)  
26～29 (同左)

附則

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。